

兵庫県立はりま姫路総合医療センター

医師主導治験 治験審査委員会標準業務手順書

令和4年5月1日 第1版

本手順書の構成

第1章 総則

第1条（目的と適用範囲）

第2条（用語）

第3条（書式）

第4条（秘密の保全）

第5条（記録の保存）

第6条（モニタリング、監査及び規制当局の調査への協力）

第7条（作成・改訂の経緯）

第2章 治験審査委員会の業務

第8条（治験審査委員会の責務）

第9条（治験審査委員会の設置及び構成）

第10条（治験審査委員会の業務）

第11条（委員会審査）

第12条（迅速審査）

第13条（委員長及び副委員長の責務）

第3章 治験審査委員会事務局の業務

第14条（院長の指示により行う業務）

第15条（委員長の指示により行う業務）

第4章 記録の保存

第16条（記録保存責任者）

第17条（記録の保存場所）

第18条（記録の保存期間）

附則

第1章 総則

(目的と適用範囲)

第1条 「治験審査委員会標準業務手順書」(以下、「本手順書」という)は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第28号)(医薬品GCP省令)、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」平成17年厚生労働省令第36号)(医療機器GCP省令)及び各GCP省令に関する通知(以下、これらを総称して「GCP省令等」という)に基づいて、兵庫県立はりま姫路総合医療センター(以下、「当院」という)治験審査委員会における医師主導治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものとする。

- 2 本手順書は、医薬品及び医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために、医師主導で行う臨床試験(医師主導治験)に対して適用する。
- 3 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において「治験薬」を「治験機器」、「被験薬」を「被験機器」、「治験使用薬」を「機器使用薬」、「副作用」を「不具合」と読み替えるものとする。

(用語)

第2条 本手順書において使用される用語は、GCP省令等に規定する定義によるほか、必要に応じて別に定める。

(書式)

第3条 本手順書において使用する書式は、厚生労働省医政局研究開発振興課が定める最新の「治験の依頼等に係る統一書式(医師主導治験)」で規定される書式のほか、必要に応じて院内書式を定める。

(秘密の保全)

第4条 治験審査委員会に関与する者は、被験者に関する守秘義務を負い、提供された資料、情報及び治験結果に関しても同様である。

- 2 治験審査委員会に関与する者は、その職を退いた後といえども上記と同様に守秘義務を負うものとする

(記録の保存)

第5条 当院において実施する治験に伴い発生する記録は、第4章「記録の保存」に従って

適切に保存する。

(モニタリング、監査及び規制当局の調査への協力)

第6条 治験審査委員会は、治験責任医師(自ら治験を実施する者)が指名した者によるモニタリング及び監査並びに国内外の規制当局による調査を受け入れ、協力する。これらの場合には、モニター、監査担当者又は国内外の規制当局の求めに応じ、全ての治験審査委員会関連記録を直接閲覧に供する。

(作成・改訂の経緯)

第7条 本手順書は、院長と治験審査委員会が協議の上、見直しを行い必要に応じて改訂し、院長の承認を得る。改訂版には版数、改訂日及び改訂理由の概要、施行日を附則に記す。

第2章 治験審査委員会の業務

(治験審査委員会の責務)

第8条 治験審査委員会は、「治験の原則」に従って、全ての被験者の人権の保護、安全性の保持及び福祉の向上を図らなければならない。また、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。

- 2 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第9条 設置

院長は、以下のとおり治験審査委員会を設置する。

- 1) 設置者：兵庫県立はりま姫路総合医療センター 院長
- 2) 名称：兵庫県立はりま姫路総合医療センター治験審査委員会
- 3) 所在地：兵庫県姫路市神屋町三丁目264番地

2 構成

治験審査委員会は、院長の指名する以下の者(計5名以上)により構成する。なお、委員は原則として男女両性で構成するものとし、院長は委員になることはできない。

- 1) 医学・歯学・薬学等の自然科学の領域に属す委員
- 2) 医学・歯学・薬学等の自然科学以外の領域に属す委員(下記3)の委員を除く。以下、「非専門委員」という)
- 3) 当院及び治験の実施に係わるその他の施設と関係を有しない委員(院長と利害関係を有しない委員を含む。以下、「外部委員」という)

3 委員長及び副委員長の選出

治験審査委員会の委員長及び副委員長は前号1)、2)の委員をもって充てるものとする。

4 任期

- 1) 委員の任期は1年とするが、本人より辞任の申し入れがない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。なお、任期の延長については、院長の再指名は必要ないものとする。
- 2) 委員本人より辞任の申し入れがなされた場合並びに特別の事由により委員に欠員が生じた場合は、院長は新たに委員を指名する。
- 3) 委員長及び副委員長の任期は1年とするが、本人より辞任の申し入れがない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。本人より辞任

の申し入れがなされた場合は、後任者を委員の中から互選により決定するものとする。

5 委員以外の専門家の出席

治験審査委員会は、委員以外の特別な分野の専門家に出席を求め、その協力を得ることができる。

(治験審査委員会の業務)

第10条 審査資料

治験審査委員会は、その責務の遂行のために、審査資料として以下の最新の文書を院長から入手する。

なお、あらかじめ、治験責任医師(自ら治験を実施する者)、治験審査委員会及び実施医療機関の長の合意が得られている場合においては、GCP 省令第26条の6第2項に関する通知に限り、治験責任医師(自ら治験を実施する者)から入手することができる。また、この場合においては、GCP 省令第40条第1項の規定に基づき実施医療機関の長が治験審査委員会等に文書により通知したものとみなす。

- 1) 治験実施計画書(GCP 省令第15条の4第4項の規定により改訂されたものを含む。なお、治験実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された当該実施医療機関以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合は除く)
- 2) 治験薬概要書(GCP 省令第15条の5第2項の規定により改訂されたものを含む)
- 3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものとする)
- 4) 説明文書、同意文書(説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする)
- 5) モニタリングの実施に関する手順書
- 6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- 7) 治験責任医師(自ら治験を実施する者)の履歴書((医)書式1)(必要な場合は治験分担医師の履歴書)
- 8) 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書(治験分担医師・協力者リスト((医)書式2)での代用可)
- 9) 治験薬の管理に関する事項を記載した文書
- 10) GCP 省令の規定により治験責任医師(自ら治験を実施する者)及び医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書

- 11) 治験の費用に関する事項を記載した文書(被験者への支払(支払がある場合)に関する資料)
- 12) 被験者の健康被害の補償について説明した文書
- 13) 医療機関が治験責任医師(自ら治験を実施する者)の求めに応じて GCP 省令第 41 条第 2 項各号に掲げる記録(文書を含む)を閲覧に供する旨を記載した文書
- 14) 医療機関が GCP 省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(GCP 省令第 46 条に規定する場合を除く)には、治験責任医師(自ら治験を実施する者)は治験を中止することができる旨を記載した文書
- 15) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
- 16) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
- 17) 被験者の安全等に係る報告
- 18) 治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
- 19) モニタリング報告書及び監査報告書(継続審査等の場合)
- 20) その他治験審査委員会が必要と認める資料(企業との連携がある場合、利益相反に関する資料等)。

2 審査事項

治験審査委員会は、以下の事項について調査、審議し、記録を作成する。

1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点からの妥当性に関する事項

当院が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ緊急時に必要な措置を採ることができるなど、当該治験を適切に実施できること

治験責任医師(自ら治験を実施する者)が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書等により検討すること

当該治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること

被験者の同意を得るに際しての説明文書の内容が適切であること

(説明文書の記載内容が、被験者に理解しやすく、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が適切な表現で記載されているか否かについて審議する。なお、被験者の人権の保護、安全性の保持及び福祉の向上を図る上で追加の情報が意味のある寄与をすると判断した場合には、説明文書に求められる事項以上の情報を被験者に提供するように要求する。)

被験者の同意を得る方法が適切であること

(特に被験者の同意取得が困難な場合、非治療的な治験、緊急状況下における救命的治験及び被験者が説明文書等を読めない場合にあつては、GCP 省令等に示された内容が説明又は遵守されているか否かについて審議する。また、これらの治験を承認する場合には、かかる被験者の参加を承認する旨並びに治験責任医師(自ら治験を実施する者)等が被験者等に対して説明した経緯と結果を治験審査委員会に報告するよう「治験審査結果通知書((医)書式5)」に記載する。)

被験者に対する支払がある場合には、その内容・方法が適切であること
被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること

被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること

2) 治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項

被験者の同意が適切に得られていること

以下にあげる治験実施計画書等の変更の妥当性を調査、審議すること

- a. 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
- b. 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
- c. 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報による説明文書の改訂

治験実施中に当院で発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること

被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報(医薬品 GCP 省令第 20 条第 2 項及び第 3 項又は医療機器 GCP 省令第 28 条第 2 項に規定される情報等)について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること

治験の実施状況について少なくとも 1 年に 1 回以上調査すること

モニタリング報告書及び監査報告書に基づき、モニタリング又は監査が適切に実施されていること

治験の終了、治験の中止又は中断及び当該治験の成績が承認申請書に添付されないこと

3 治験終了、中止又は中断及び開発中止の確認

院長からの通知に基づき、治験の終了、中止又は中断及び開発中止を確認する。

4 専門治験審査委員会の意見の確認

治験の実施及び当該治験を継続して行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項について、院長が他の治験審査委員会(以下、「専門治験審査委員会」

という)の意見を聴いた場合、治験審査委員会は、当該専門治験審査委員会の意見を院長より入手し、当該専門治験審査委員会の意見を踏まえて審議する。

5 その他治験審査委員会が求める事項

- 1) 治験審査委員会は、治験責任医師(自ら治験を実施する者)に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示、決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないように求める。
- 2) 治験審査委員会は、被験者に対する緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合、又は変更が事務的事項に関するものである場合(組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師(自ら治験を実施する者)の職名の変更、モニターの変更等)を除き、治験審査委員会から承認の文書を得る前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないよう求める。
- 3) 治験審査委員会は、治験責任医師(自ら治験を実施する者)が以下の事項を院長を経由して治験審査委員会に速やかに文書で報告するよう求める。
 - 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
 - 全ての重篤で予測できない副作用等
 - 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報治験期間中、審査の対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合

(委員会審査)

第11条 治験審査委員会の開催

- 1) 治験審査委員会は、原則として1カ月に1回開催する(ただし、4月、8月、12月は休会とする)。なお、審査事項がない場合はこの限りでない。
- 2) 治験審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で治験が適切に実施されているか否か継続的に審査する。なお、必要に応じて治験の実施状況について調査し、必要な場合には、院長に意見を文書で通知する。
- 3) 第11条1)以外に、以下に該当し、院長から緊急の調査審議を求められ、委員長が必要と判断した場合には、臨時に治験審査委員会を開催することができる。

当院で発生した治験薬と因果関係を否定できない死亡

被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及

ばす治験に関するあらゆる事象

- 4) 治験審査委員会事務局は、各委員に開催日程等を通知する。その際、十分な検討がなされるよう、審査資料は原則として治験審査委員会開催日の1週間前までに配布する。
- 2 治験審査委員会の成立
 - 1) 審議及び採決には過半数ただし最低でも5名以上の委員が出席していること。
 - 2) 第9条2項2)に定める委員が少なくとも1名は出席していること。
 - 3) 第9条2項3)に定める委員が少なくとも1名は出席していること。
- 3 治験審査委員会の採決
 - 1) 採決は、出席した委員の2/3以上の合意を必要とする。
 - 2) 審議に出席した委員のみが、採決に参加できる。
 - 3) 治験責任医師(自ら治験を実施する者)と密接な関係のある委員(治験分担医師又は治験協力者、当該治験薬提供者又は当該治験薬提供者と密接な関係を有する者等)及び院長は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験の審議及び採決には参加できない。
 - 4) 治験に関する治験審査委員会の決定は、次のいずれかとする。
 - 承認
 - 修正の上で承認
 - 却下
 - 既承認事項の取り消し(治験の中止又は中断を含む)
 - 保留
- 4 治験審査委員会の決定に対する異議申し立て
治験責任医師(自ら治験を実施する者)は、治験審査委員会の審査結果について異議がある場合には、院長を通じて理由書を治験審査委員会に提出し、再審査を請求することができる。
- 5 治験審査委員会議事録の作成
 - 1) 治験審査委員会は、委員会終了後、治験実施計画書毎に議事録を作成する。
 - 2) 議事録には、開催日時、開催場所、出席委員名(所属)、審議内容(質疑、応答を含む)、審議結果を記載する。
 - 3) 委員長は、議事録の内容を確認する。
- 6 会議の記録の概要の作成
 - 1) 治験審査委員会は、委員会終了後、会議の記録の概要を作成する。
 - 2) 会議の記録の概要には、開催日時、開催場所、出席委員名、議題及び審議結果を含む主な議論の概要を記載する。
- 7 治験審査委員会審査結果の報告

委員長は、治験審査委員会の審査結果を「治験審査結果通知書（**(医)書式5**）」により院長に通知する。なお、「治験審査結果通知書（**(医)書式5**）」には、以下の事項を記載する。

- 1) 治験に関する治験審査委員会の決定
- 2) 治験に関する治験審査委員会の決定が、本章第11条3項4) ~ に該当する場合は、その理由又は修正条件
- 3) 治験審査委員会の決定に対する異議申し立て手続き
- 4) 治験審査委員会の名称と所在地
- 5) 治験審査委員会がGCP省令等に従って組織され、活動している旨を治験審査委員会が自ら確認し保証する旨の陳述

(迅速審査)

第12条 治験審査委員会は、既に承認された進行中の治験に関する軽微な変更については、以下の手順に従い迅速審査を行うことができる。ここで、軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。

- 2 迅速審査の対象か否かの判断は、委員長が行う。
- 3 以下の事項は迅速審査の対象とすることができる。
 - 1) 治験期間の延長
 - 2) 治験分担医師の追加・削除
 - 3) その他、治験の実施に影響を与えない範囲で、かつ被験者への危険を増大させない範囲での治験実施計画書等の変更
- 4 迅速審査は、委員長が行い、第11条3項4)に従い判定し、第11条7項に従って結果を院長に通知する。治験審査委員会委員長が当該迅速審査の対象となる治験の関係者である場合は、副委員長及び委員長が指名する他の委員1名により代行させる。
- 5 委員長は次回の治験審査委員会において、迅速審査の内容と判定結果を報告しなければならない。

(委員長及び副委員長の責務)

第13条 委員長は以下の責務を担う。

- 1) 委員会を召集し、その議長として議事の進行を司る。
 - 2) 迅速審査の対象か否かの判断及び迅速審査を行う。
 - 3) 治験審査結果通知書（**(医)書式5**）」の内容を確認する。
 - 4) 治験審査委員会議事録の内容を確認する。
- 2 副委員長は以下の責務を担う。

- 1) 委員長を補佐する。
- 2) 委員長が不在のとき、又は委員長が審査の対象となる治験の関係者である場合、委員長の職務を代行する。なお、委員長、副委員長ともに不在、又は審査の対象となる治験の関係者である場合は、委員長が事前に他の委員を指名し、当該委員に職務を代行させるものとする。

第3章 治験審査委員会事務局の業務

(院長の指示により行う業務)

治験審査委員会事務局は、院長の指示により、以下の業務を行う。

第14条 治験審査委員会標準業務手順書に関する業務

- 1) 治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する業務手順を作成し、院長と治験審査委員会の協議のもとに見直しを行い、必要があれば改訂を行う。
- 2) 本治験審査委員会に審査を依頼している他施設の長又は治験依頼者から、本手順書及び委員名簿の提示を求められた場合は、これに応じる。

2 治験審査委員会の公表に関する業務

- 1) 当院の事務所において、以下に示すものを一般の閲覧に供する。

治験審査委員会標準業務手順書(本手順書)

委員名簿

会議の記録の概要

- 2) 第14条2項1)に関して変更があった場合は直ちに更新し、履歴を作成するものとする。なお、第14条2項1) 会議の記録の概要については、治験審査委員会の開催後2ヶ月以内を目処に一般の閲覧に供するものとする。
- 3) 第14条2項1) 会議の記録の概要を一般の閲覧に供する際、当該治験依頼者より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じるとともに、必要に応じてマスクングなどの措置を講じた上で一般の閲覧に供する。

(委員長の指示により行う業務)

治験審査委員会事務局は、委員長の指示により、以下の業務を行う。

第15条 治験審査委員会の審査のため、第10条1項に規定した最新の文書を、院長から入手する。なお、入手した文書が、既に承認された進行中の治験に関する事務的な変更(組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更等)又は治験実施計画書等の誤植の訂正(訂正内容が治験の実施に影響を及ぼす場合は除く)である場合は、治験審査委員会事務局が変更事項を確認した後、当該資料を保存するものとし、これをもって手続きの完了とする。ただし、院長より調査審議を求められた場合(「治験審査依頼書(医書式4)」の提出があった場合)は、この限りでない。

- 2 各委員に治験審査委員会の開催案内と審査資料を送付する。
- 3 「治験審査結果通知書(医書式5)」を作成及び交付する。

- 4 治験実施計画書毎に議事録を作成する。
- 5 次章「記録の保存」に従い、治験審査委員会関連記録を保存する。

第4章 記録の保存

(記録保存責任者)

第16条 治験審査委員会における記録保存責任者は、治験審査委員会事務局長とし、以下の文書を保存する。なお、記録保存責任者は、必要に応じて記録保存担当者を置き、その業務の一部を行わせることができる。

- 1) 本手順書(初版、改訂版)
- 2) 委員名簿等(初版、改訂版)
- 3) 治験審査依頼書及び提出された資料
- 4) 審査記録(議事録等)
- 5) その他、必要と認められたもの

(記録の保存場所)

第17条 記録保存責任者は、治験審査委員会において保存すべき記録が紛失、毀損等しないように適切な保存場所を設置する。

(記録の保存期間)

第18条 治験審査委員会は、院長を経由して以下の保存期間の満了期日を治験責任医師に報告させる。

1) 治験

記録保存責任者は、治験審査委員会において保存すべき記録を 1)又は 2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存する。ただし、治験依頼者(自ら治験を実施する者)がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と治験審査委員会事務局との間で協議する。

当該被験薬に係る製造販売承認日(開発を中止した又は臨床試験の試験成績に関する資料が申請書に添付されないことを決定した旨の通知を受けた場合にはその通知を受けた日)

治験の中止又は終了後3年が経過した日

2) 製造販売後臨床試験

記録保存責任者は、治験審査委員会において保存すべき記録を当該被験薬の再審査又は再評価が終了する日まで保存する。

ただし、治験責任医師(自ら治験を実施する者)がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と治験審査委員会事務局との間で協議する。

(記録の廃棄)

第19条 記録保存責任者は、保存している記録が保存期間を満了し、院長の指示を受けて当該記録を廃棄する場合、被験者のプライバシーを侵害しないよう適切に処分する。

附則

第1版 作成日：令和4年5月1日
施行日：令和4年5月1日